

仕 様 書

第1 調達件名

大分地方裁判所外8庁来庁者用LAN回線敷設作業

第2 目的

現在、裁判所においては、各種裁判手続のデジタル化に向けた検討を行っており、民事執行事件、破産事件、保全事件、調停事件及び労働審判事件等の民事非訟事件並びに人事訴訟及び家事事件等については、遅くとも令和10年6月までには、オンライン申立てが開始されるとともに、訴訟記録が電子化される予定である。これにより、訴訟記録の閲覧等のため、裁判手続を利用する来庁者や非常勤職員が電子記録にインターネットを通じてアクセスすることが必要となる。

来庁者用インターネット回線及びこれに接続する庁内LAN（以下「来庁者用LAN」という。）については民事訴訟、刑事事件、少年事件で使用するために整備済みであるところ、本調達においては、冒頭記載の事件で利用するためのLAN配線を増設することを目的とする。

第3 作業期間

契約締結の翌日から令和9年2月26日（金）まで

第4 履行場所

- | | | |
|---|-------------|------------------|
| 1 | 大分地方裁判所 | 大分市荷揚町7-15 |
| 2 | 大分地方裁判所杵築支部 | 大分県杵築市大字杵築1180 |
| 3 | 大分地方裁判所佐伯支部 | 大分県佐伯市野岡町2-13-2 |
| 4 | 大分地方裁判所竹田支部 | 大分県竹田市大字竹田2065-1 |
| 5 | 大分地方裁判所中津支部 | 大分県中津市二ノ丁1260 |
| 6 | 大分地方裁判所日田支部 | 大分県日田市淡窓1-1-53 |
| 7 | 別府簡易裁判所 | 大分県別府市上田の湯町4-8 |
| 8 | 豊後高田簡易裁判所 | 大分県豊後高田市玉津894 |
| 9 | 臼杵簡易裁判所 | 大分県臼杵市大字臼杵101-2 |

第5 成果物等

以下の成果物等を作成し、発注者の承諾を得た上で、納入又は提出すること。

1

項番	成果物等	納入等期限	備考
1	作業完了報告書	令和9年2月10日	成果物
2	配線図	令和9年2月10日	成果物 別紙3を基に作成する。
3	設置機器詳細一覧	令和9年2月10日	成果物 機器仕様、ポートの接続状況その他設定等を記載する。
4	データ消去報告書	令和9年2月26日	提出物

2 成果物等の納入又は提出場所

大分市荷揚町7-15 大分地方裁判所事務局会計課用度係

3 成果物等の形式

電子データ

電子データのファイル形式は、次のソフトウェアで読み取り可能な形式とすること。

- ・ Microsoft Office Word2016 (64ビット版) 及びMicrosoft Office Word (Microsoft 365 Apps 版)
- ・ Microsoft Office Excel2016 (64ビット版) 及びMicrosoft Office Excel (Microsoft 365 Apps 版)
- ・ Microsoft Office PowerPoint2016 (64ビット版) 及びMicrosoft Office PowerPoint (Microsoft 365 Apps 版)
- ・ Adobe Acrobat Reader (Continuous 版)

※ OS 及びソフトウェアは、使用時の最新バージョンでも対応可能であること

と。

4 検査の完了

発注者が成果物に不備がないことを確認し、その旨の通知をした日をもって検査の完了とする。

第6 作業内容

別紙1のとおり

第7 作業計画及び報告

- 1 作業実施日時は、発注者と受注者の協議により定める。
- 2 受注者は、第5記載の成果物等を各納入等期限までに発注者に納入又は提出する。

第8 業務の再委託

- 1 受注者は、原則として、本作業の全部又は一部を第三者に委託発注しないこと。ただし、受注者において委託が必要であると判断した場合は、あらかじめ通知事項（再委託する相手方の商号又は名称並びに住所、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額）を記載した書面により発注者に申請し、承諾を得ること。
- 2 委託することについて発注者の承諾が得られた場合、受注者は、再委託する相手方に対して本仕様書に記載された事項について受注者と同様の義務を負わせるものとし、再委託する相手方との契約においてその旨を定めること。この場合、履行確保及び責任については、全て受注者が負うこと。また、受注者において、再委託する相手方の業務状況を全て把握すること。

第9 機密保持

- 1 受注者は、本作業により知り得た情報については、本作業以外の目的では使用しないこと。
- 2 受注者は、本作業の全期間及び期間終了後にわたり、次の各事項を第三者（第三者とは、一般的にいう第三者はもとより、受注者組織内で作業を行う場合の本作業に係わる体制以外の受注者の社員等も含む。）に漏えいしないこと。

- (1) 本作業中に知り得た業務上の秘密に関する事項
 - (2) 発注者が提供した業務上の情報で部外秘を要するもの及び本作業中に知り得た裁判所のシステムの機能、構造、設置場所その他の裁判所のシステムのセキュリティ管理上危機を招来するおそれがある一切の事項
- 3 受注者の故意又は過失によって、2の(1)又は(2)の事項が外部に漏えいする等の事故が発生し又はそのおそれが生じた場合には、受注者は、直ちに事故等の内容を詳細かつ具体的に発注者に報告すること。
 - 4 発注者が提供する資料は、原則として貸出しの方法によるものとし、受注者は、当該資料を本作業以外の目的に使用してはならず、発注者の監督職員から返還依頼を受けたとき又は本作業期間の終了時に全て返却すること。また、当該資料の複写及び第三者への提供はしないこと。
 - 5 受注者は、発注者が提供した情報を第三者に開示する必要がある場合は、事前に協議の上、発注者の承認を得ること。
 - 6 受注者は、本作業終了後、データ消去ソフトウェア若しくはデータ消去装置の利用、物理的な破壊又は磁気的な破壊等の方法を用いて、業務用に保持している全ての情報（発注者内で保管しているものを除く。）について速やかに復元が困難な状態にし、上記内容を記載した「データ消去報告書」を令和9年2月26日（金）までに提出物として提出すること。

第10 その他

- 1 本作業に関連して受注者側に発生した旅費、通信費、雑費その他の費用は、受注者の負担とし、受注者は別途発注者に対し請求しないものとする。
- 2 受注者は、本業務従事者等の事故防止について万全の措置をとり、万一事故が発生した場合には、全て受注者の責任において処理する。
- 3 受注者は本業務を行うに当たり、作業箇所及びその周辺の施設、設備及び備品等（以下「施設・設備等」という。）を汚損・破損しないように必要な養生を行う。なお、施設・設備等の汚損・破損が生じた場合には、受注者の責任において原状回復を行い、損害が発生した場合には受注者がその責を負う。

- 4 受注者は、発注者の許可のない場所へみだりに立ち入らず、作業員の休息、休憩は、発注者の指定した場所のみで行う。
- 5 受注者は、本作業に関連して、発注者が質問に対する回答又は資料の提出等を求めた場合は、適切に応じること。
- 6 受注者は、仕様に関して、解決困難な問題が発生した場合には、随時、発注者又は発注者が指定する第三者からの照会に応じ、原因の切り分け及びその解決に協力すること。
- 7 本仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、発注者と受注者との双方の協議により決定するものとする。

(別紙1)

来庁者用LAN回線の敷設

作業内容

次の事項に従って、既存の来庁者用LAN回線に接続する既設のL3スイッチまたはL2スイッチングハブ（又はハブ）から分岐させる方法により別添対象室一覧記載の各室（以下「対象室」という。）まで新規のLAN配線を敷設すること。配線のイメージは別紙2のとおり。

なお、必要となる部材については、受注者にて準備すること。

1 配線について

- (1) 既設のJ・NET及びJリンク等の別回線を経由するLAN構成にしない。
- (2) 配線は、原則としてEPS内を通し、天井内はころがし配線も可能だが、なるべく貫通、配管、電源増設作業等が発生しない経路とする。新たに工事により配管を設置する必要がある場合、本作業による敷設後もLANケーブル1本分以上の余裕を持った太さの管を設置すること。
- (3) LANケーブルは5メートル程度の余長をもって配線し、両端に「来庁者用LAN回線」の表示と対向の接続先を記した線名札を取り付ける。また、LANケーブルの配線距離が100メートルを超過する場合には、次のいずれかの方法で配線する。

ア ハブにより中継する（ハブへの給電のための電源が必要となるが、できるだけ既存の電源を利用できる経路とする。既存電源を利用できない場合には、電源増設を行う。）。

イ 光ケーブルを利用して配線する。ただし、メディアコンバータを介した構成は採用しないこと。

なお、LANケーブルの配線距離が100メートルを超過しない場合でも、同一フロアに対象室が複数ある場合等、ハブにより中継した方が経済的に合理的である場合には、ハブを設置して差し支えない。

- (4) 上記(3)の中継用ハブを設置する場合には、原則、既存のOA盤内に配置す

るものとする。O A盤が未設置等の場合、O A盤を設置する。また、他のハブとの区分を明らかにするため、ハブには、導入年月及び「来庁者用LAN回線」と記したラベル等を貼り付ける。

- (5) 基幹スイッチに接続するための配線に光ケーブルを利用する場合、基幹スイッチの光ケーブル用空きポートを使用すること。光ケーブルの規格は、1000BASE-SX、マルチモード、コネクタ形状はLCとする。なお、基幹スイッチに接続するためのSFPモジュールが必要な場合は既存の基幹スイッチに適合し、動作する機種を用意すること。

- (6) 対象室内の配線は、原則、壁内配線とする。

なお、露出で行う場合は破損・断線しないようにモール等を使用して隠蔽する。

- (7) LANケーブル又は光ケーブルについて、フロアを跨ぐ配線部分についてはケーブルを2本敷設し、そのうち1本についてはハブに接続せず、予備線であること及び注意事項（平時には安易に接続せず、回線断が疑われる場合のみ機器に接続する趣旨の内容）を記したラベル等を貼り付けること。

2 主要部材について

想定している主要部材は以下のとおりである。

- (1) LANケーブル

UTPケーブル（カテゴリ6以上）、ストレートケーブル（最長100メートル）

なお、既設の来庁者用LAN回線で使用しているケーブルと同色とすること。

- (2) 光ファイバーケーブル

- (3) ハブ

ア ネットワークインターフェイス

100BASE-TX/1000BASE-T（自動認識）に対応すること。

イ ポート構成

- (ア) RJ-45×8ポート、RJ-45×16ポート

- (イ) 1000BASE-SX を収容可能な SPF スロットを 2 ポート（ただし、1(3)イの光ケーブル配線を行う場合）

ウ その他

機器ランプで電源の ON/OFF、LINK/ACT 及びループ検知を確認できること。

- (4) 情報コンセント（LANジャック（シャッター付き））
- (5) SFP モジュール（ただし、1(3)イの光ケーブルを接続する場合）

3 対象室の LAN 端子（末端）について

対象室に設置する LAN ジャックは、原則、既設の内線電話等の情報コンセントの口数を増やす方法によらず、新たに情報コンセント壁付埋込型で設置する方法で対応する。壁付埋込型にすることが困難な場合は、発注者と協議の上、ボックス型とする。他の配線（LAN 端子）との区分を明らかにするため、LAN ジャック付近に「来庁者用 LAN 回線」と記したラベル等を貼り付ける。LAN ジャックの設置個数については、1 つとする。また、設置位置については発注者の指示に従う。

4 対象室内における LAN ケーブルの設置

2(4)で新設した LAN ジャックに接続するための LAN ケーブル 1 本を設置する。各対象室内における LAN ケーブルは卓上型の無線 LAN アクセスポイント機器を置ける場所（机上やカウンター等）まで配線すること。なお、設置位置については発注者の指示に従い、必要に応じて破損・断線しないようにモール等を使用して隠蔽する。

LAN ケーブルには、「導入年月日」及び「来庁者用 LAN 回線」と記したラベル等を貼り付ける。

5 疎通確認

1 から 3 までの作業終了後、既設の基幹スイッチ又はアクセスポイントまでの疎通確認を行うこと。この時、他の回線（J・NET 回線など）を経由した疎通確認は行わない。また、疎通できない場合等において、事象の切り分けや確認作業等を行う。

6 ハブ（予備用）の調達について

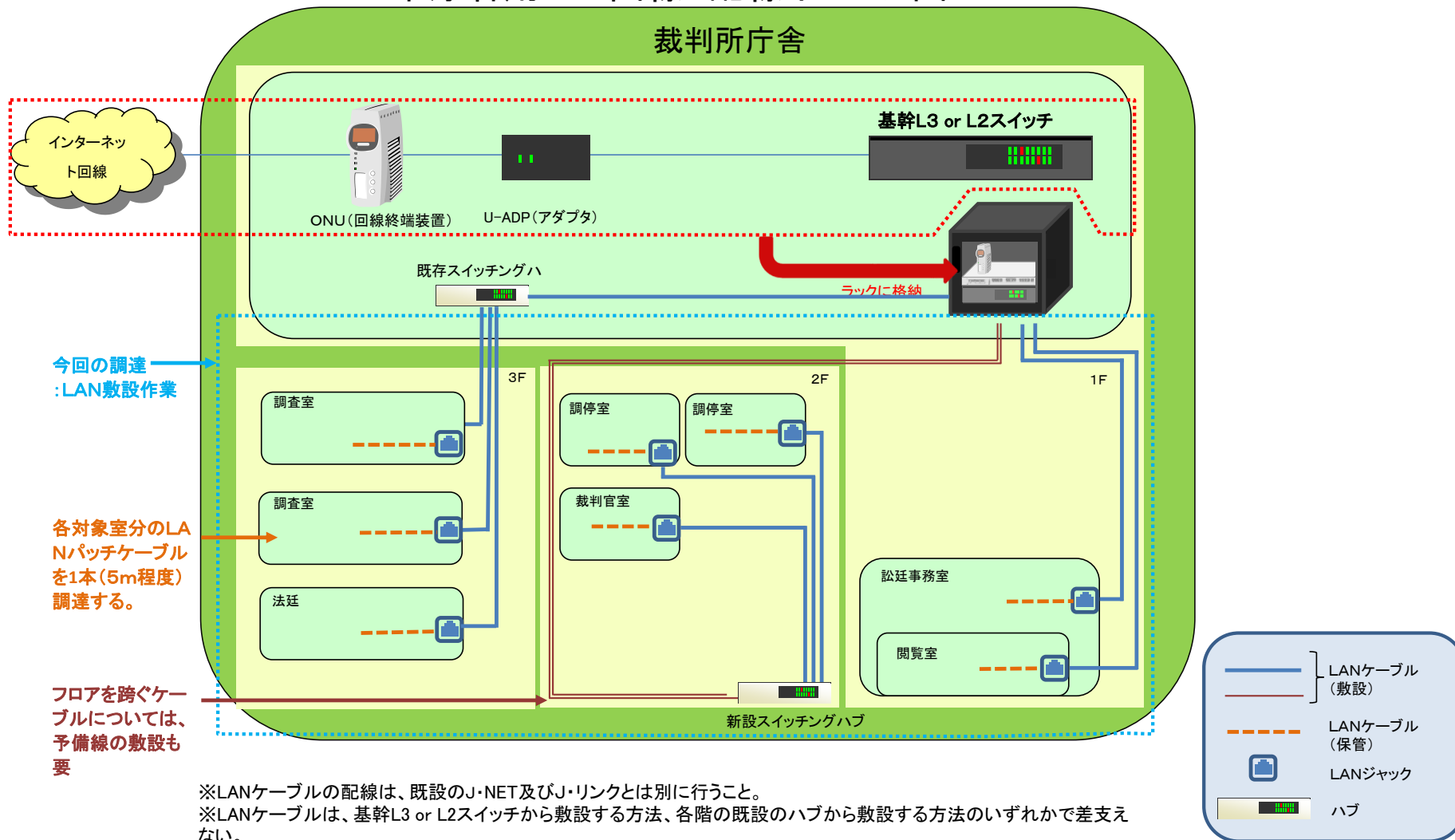
2で設置したハブの機種のうち、ポート数が最も多いものについて2台調達し、「来庁者用LAN回線（予備）」と記したラベル等を貼り付けた上、いずれも第3の期間内に引き渡すこと。

7 その他

壁材、天井材、天井内等にはアスベストを含有する建材が使用されていたり、吹付けアスベストが存在することがあるため、必要に応じて、アスベストが飛散しないよう対策を行った上で本作業を行う。

(別紙2)

来庁者用LAN回線 配線イメージ図

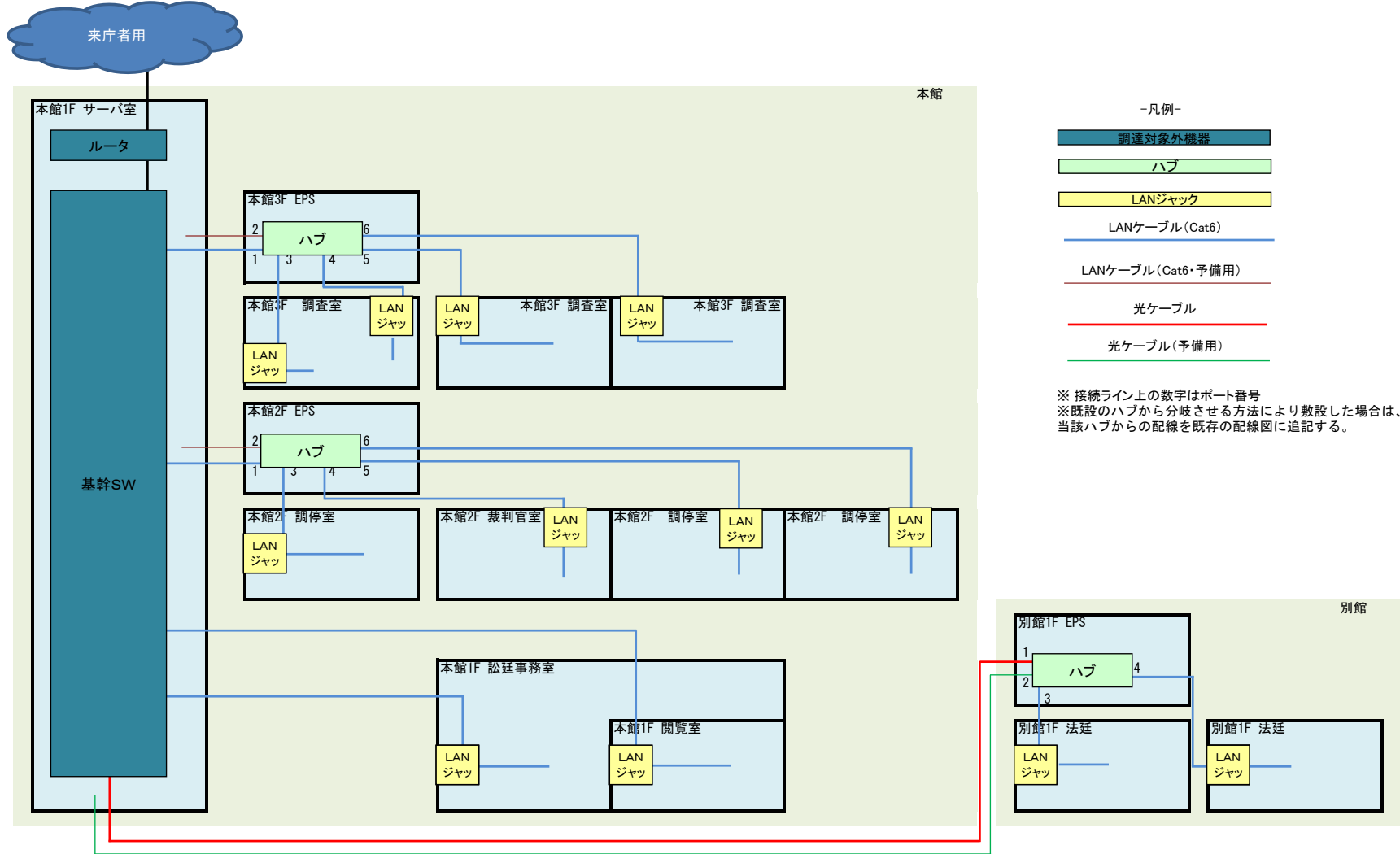


※LANケーブルの配線は、既設のJ・NET及びJ・リンクとは別に行うこと。

※LANケーブルは、基幹L3 or L2スイッチから敷設する方法、各階の既設のハブから敷設する方法のいずれかで差支えない。

※基幹スイッチ又はスイッチングハブから部屋までの配線距離が100メートルを超過する場合には、中継用のハブでつなぐ配線又は光ケーブルによる配線による。

配線図(例)



別添 対象室一覧表

番号	拠点名	室名:棟(複数棟ある場合):フロア			備考
1	大分地方・家庭・簡易裁判所 本庁	執行官室	北棟	1F	
2	大分地方・家庭・簡易裁判所 本庁	道交待合室	北棟	1F	
3	大分地方・家庭・簡易裁判所 本庁	調査室5	北棟	2F	
4	大分地方・家庭・簡易裁判所 本庁	調査室6	北棟	2F	
5	大分地方・家庭・簡易裁判所 本庁	調査室8	北棟	2F	
6	大分地方・家庭・簡易裁判所 本庁	調査室10	北棟	2F	
7	大分地方・家庭・簡易裁判所 本庁	調停室12	北棟	2F	
8	大分地方・家庭・簡易裁判所 本庁	調停室13	北棟	2F	
9	大分地方・家庭・簡易裁判所 本庁	調停室14	北棟	2F	
10	大分地方・家庭・簡易裁判所 本庁	調停室15	北棟	2F	
11	大分地方・家庭・簡易裁判所 本庁	調停室16	北棟	2F	
12	大分地方・家庭・簡易裁判所 本庁	調停室21	北棟	2F	
13	大分地方・家庭・簡易裁判所 本庁	調停室22	北棟	2F	
14	大分地方・家庭・簡易裁判所 本庁	調停室23	北棟	2F	
15	大分地方・家庭・簡易裁判所 本庁	調停室25	北棟	2F	
16	大分地方・家庭・簡易裁判所 本庁	調停室26	北棟	2F	
17	大分地方・家庭・簡易裁判所 本庁	第11号RT法廷兼審判廷	北棟	2F	
18	大分地方・家庭・簡易裁判所 本庁	家事手続案内室	北棟	2F	
19	大分地方・家庭・簡易裁判所 本庁	後見係	北棟	2F	
20	大分地方・家庭・簡易裁判所 本庁	小会議室	北棟	3F	
21	大分地方・家庭・簡易裁判所 本庁	第3弁論準備手続室	北棟	3F	
22	大分地方・家庭・簡易裁判所 本庁	第4弁論準備手続室	北棟	3F	
23	大分地方・家庭・簡易裁判所 本庁	第6弁論準備手続室	北棟	3F	
24	大分地方・家庭・簡易裁判所 本庁	家裁書記官室	南棟	2F	
25	大分地方・家庭・簡易裁判所 本庁	調停委員待合室	南棟	3F	
26	大分地方・家庭・簡易裁判所 本庁	破産再生係・民事執行係書記官室	南棟	4F	
27	大分地方・家庭・簡易裁判所 本庁	公用室	南棟	6F	
28	大分地方・家庭裁判所 杵築支部・杵築簡易裁判所	執行官室		1F	
29	大分地方・家庭裁判所 杵築支部・杵築簡易裁判所	2号調停室		2F	
30	大分地方・家庭裁判所 杵築支部・杵築簡易裁判所	3号調停室		2F	
31	大分地方・家庭裁判所 杵築支部・杵築簡易裁判所	4号調停室		2F	
32	大分地方・家庭裁判所 杵築支部・杵築簡易裁判所	調停委員室		2F	
33	大分地方・家庭裁判所 中津支部・中津簡易裁判所	調停室1		1F	
34	大分地方・家庭裁判所 中津支部・中津簡易裁判所	調停室2		1F	
35	大分地方・家庭裁判所 中津支部・中津簡易裁判所	調停室3		1F	
36	大分地方・家庭裁判所 中津支部・中津簡易裁判所	調停室4		1F	
37	大分地方・家庭裁判所 中津支部・中津簡易裁判所	委員待合室		1F	

別添 対象室一覧表

番号	拠点名	室名:棟(複数棟ある場合):フロア		備考
38	大分地方・家庭裁判所 中津支部・中津簡易裁判所	調査室2	1F	
39	大分地方・家庭裁判所 中津支部・中津簡易裁判所	科学調査室	1F	
40	大分地方・家庭裁判所 中津支部・中津簡易裁判所	家裁事務室	1F	
41	大分地方・家庭裁判所 中津支部・中津簡易裁判所	交通事件待合室	1F	
42	大分地方・家庭裁判所 中津支部・中津簡易裁判所	執行官室	2F	
43	大分地方・家庭裁判所 中津支部・中津簡易裁判所	執行・破産、刑事	2F	
44	大分地方・家庭裁判所 日田支部・日田簡易裁判所	執行官室	1F	
45	大分地方・家庭裁判所 日田支部・日田簡易裁判所	1号調停室	2F	
46	大分地方・家庭裁判所 日田支部・日田簡易裁判所	2号調停室	2F	
47	大分地方・家庭裁判所 日田支部・日田簡易裁判所	3号調停室	2F	
48	大分地方・家庭裁判所 日田支部・日田簡易裁判所	4号調停室	2F	
49	大分地方・家庭裁判所 日田支部・日田簡易裁判所	5号調停室	2F	
50	大分地方・家庭裁判所 日田支部・日田簡易裁判所	委員待合室	2F	
51	大分地方・家庭裁判所 竹田支部・竹田簡易裁判所	執行官室	1F	
52	大分地方・家庭裁判所 竹田支部・竹田簡易裁判所	道路交通事務室	1F	
53	大分地方・家庭裁判所 竹田支部・竹田簡易裁判所	審判廷	2F	
54	大分地方・家庭裁判所 竹田支部・竹田簡易裁判所	1号調停室	3F	
55	大分地方・家庭裁判所 竹田支部・竹田簡易裁判所	2号調停室	3F	
56	大分地方・家庭裁判所 竹田支部・竹田簡易裁判所	3号調停室	3F	
57	大分地方・家庭裁判所 竹田支部・竹田簡易裁判所	調停委員室	3F	
58	大分地方・家庭裁判所 佐伯支部・佐伯簡易裁判所	執行官室	1F	
59	大分地方・家庭裁判所 佐伯支部・佐伯簡易裁判所	第3調停室	1F	
60	大分地方・家庭裁判所 佐伯支部・佐伯簡易裁判所	第1調停室兼道交室	2F	
61	大分地方・家庭裁判所 佐伯支部・佐伯簡易裁判所	第2調停室	2F	
62	大分地方・家庭裁判所 佐伯支部・佐伯簡易裁判所	調停委員室	2F	
63	別府簡易裁判所	4号調停室兼勾留質問室	1F	
64	別府簡易裁判所	1号調停室	2F	
65	別府簡易裁判所	2号調停室	2F	
66	別府簡易裁判所	3号調停室	2F	
67	別府簡易裁判所	調停委員室	2F	
68	大分家庭裁判所 豊後高田出張所・豊後高田簡易裁判所	調停室1	2F	
69	大分家庭裁判所 豊後高田出張所・豊後高田簡易裁判所	調停室2	2F	
70	大分家庭裁判所 豊後高田出張所・豊後高田簡易裁判所	委員等待合室	2F	
71	臼杵簡易裁判所	1号調停室	1F	
72	臼杵簡易裁判所	調停委員室	1F	